

平成 2 7 年第 1 回教育委員会

臨時会会議録

平成 2 7 年 1 月 2 7 日

東久留米市教育委員会

平成27年第1回教育委員会臨時会

平成27年1月27日午前9時05分開会
市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (4) 市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく協議について（回答）
 - (5) 「東久留米市教育振興基本計画 平成27年度事業計画」の策定について
 - (6) 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について
 - (7) 東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼について
 - (8) 平成26年度東久留米市教育委員会生徒表彰について
 - (9) 諸報告
 - ②平成27年第1回市議会臨時会について
 - ③平成26年度東京都教育委員会児童・生徒表彰について

出席委員（5人）

委員	長	尾 関 謙一郎
委員		矢 部 晶 代
		松 本 誠 一
		名 取 はにわ
教育	長	直 原 裕

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫
財 務 部 長	西 村 幸 高
財 政 課 長	内 野 寛 香

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時05分)

○尾関委員長 これより平成27年第1回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

本日はご多忙のところ、教育費に係る平成27年の当初予算(原案)についてご説明いただくため、財務部長と財政課長においでいただいています。人事案件終了後にお入りいただきます。

◎会議録署名委員の指名

○尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。4番の松本委員をお願いします。

○松本第二職務代理者 はい。

◎議案の追加と会議の進め方

○尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。

○林総務課長 「議案第4号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」「議案第9号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」、以上2件の議案の追加をお願いします。

なお、本日の進め方ですが、人事案件である議案第9号と、諸報告のうち、平成27年度当初予算原案に係る案件については庁議開催前であるため非公開で行っていただき、続いて議案第4号から第8号までを、最後にその他の諸報告の順で審議をお願いします。

○尾関委員長 委員の皆さんにお諮りします。ただいまお手元に配付している日程のとおり議事を進めることと、また、人事案件のほか、諸報告で取り上げる平成27年度当初予算の報告についても正式に予算案が決定する庁議開催前であることから非公開で行いたいということですが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、進め方について新しい日程によるとして、人事案件と27年度当初予算の報告は非公開で行わせていただきます。

◎会議録の承認

○尾関委員長 平成26年11月14日に開催した第11回定例会、12月1日に開催した第12回定例会、及び12月18日に開催した第15回臨時会の会議録についてご確認いただきました。第11回定例会については矢部委員から修正の連絡をいただいています。そのほかの委員からは特によろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。

◎傍聴について

○尾関委員長 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○尾関委員長 それでは非公開の人事案件、諸報告の当初予算の説明後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎傍聴について

○尾関委員長 休憩を閉じて再開します。傍聴の方にお入りいただきます。

(傍聴者入室)

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○尾関委員長 休憩を閉じて再開します。日程第4、「議案第4号 市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく協議について（回答）」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。

○直原教育長 「議案第4号、市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく協議について（回答）」、上記議案を提出します。平成27年1月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、平成27年1月15日付26東久企企発第35号により、市長から協議のあった表題の件について回答する必要があるためです。説明は総務課長からお願いします。

○林総務課長 議案を1枚めくっていただき、市長名の文書をご覧ください。「さて」以降の文章ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。この改正法に伴う事務執行について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の補助執行に関して協議をするというものです。協議事項の中身は、この法律改正法に基づき、総合教育会議の運営に関することを教育委員会事務局の職員に補助執行させるというものです。協議理由として、総合教育会議を通じて学校現場の情報を市長が直接収集することができるようにするとともに、市長が総合教育会議の運営に関して直接指揮できるようにするためという理由が付されています。この協議に基づいて、教育委員会としては、議案の2枚目のとおりの決定をしたいと思います。もう1枚おめくりをいただき、市長宛ての教育委員会文書（案）をご覧ください。この協議について異議ありませんという形での回答を予定しています。

なお、その前のページには、地方自治法の他の執行機関との関係についての参考資料として、補助執行の規定、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律についての抜粋の条文を載せています。具体的には総合教育会議における会議の運営、会議録の作成を教育委員会で補助執行していくというものです。

○尾関委員長 市長部局だけでは総合教育会議は運営できないということだと思います。教育に関することについては教育委員会が状況など分かっているわけですから、教育委員会が補助執行するのは当然ではないかと思います。特になければこれで質疑を終了します。意見交換をしておく必要がなければ採決に入ります。「議案第4号 市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく協議について（回答）」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第4号は承認することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第5、「議案第5号 『東久留米市教育振興基本計画 平成27年度事業計画』の策定について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。
- 直原教育長 「『議案第5号 東久留米市教育振興基本計画 平成27年度事業計画』の策定について」、上記議案を提出します。平成27年1月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、平成26年度から30年度までの5年間の計画期間である「東久留米市教育振興基本計画」により、市の教育行政を推進するため、単年度計画（平成27年度計画）を策定する必要があるためです。内容については教育部長から説明します。
- 東教育部長 平成27年度の予算執行に当たり、市の教育行政を推進するために単年度計画を策定したいと考えています。東久留米市教育振興基本計画の四つの柱、基本施策、具体的施策に沿って平成27年度事業計画を取りまとめました。平成26年度の事業計画に続き、新たに加えた点などを所管課長から説明します。
- 林総務課長 総務課関係から説明します。3ページの「b)教育環境の充実」をご覧ください。平成27年度は第五小学校の児童数の増加に伴う教室確保策として、特別教室の普通教室への改修工事を実施するとともに、平成25年度に購入した北側用地に増築棟を建設するため、特別教室等増築工事に伴う基本設計などの委託を実施する予定です。大規模改造工事については中央中学校体育館において実施し、老朽化する教育施設の整備を計画的に推進していきます。東中学校体育館については耐震補強工事と同時に大規模改造工事を実施するとともに、校庭には屋外体育施設を設置するなど教育環境の整備に努めていきます。さらに、非構造部材の耐震対策として、西中学校と下里中学校の吊下げ式バスケットゴール等の改修工事を実施します。小・中学校の非構造部材の耐震化状況調査業務委託も実施していく予定です。
- 傳学務課長 学務課の事業について説明します。3ページの同じところをご覧ください。「c)学校給食の充実」として、現在策定を進めている「学校給食調理業務委託推進計画」に基づいて事業を推進していきます。また、第二小学校の給食調理業務委託が旧導入計画に基づいて来年4月から開始されることから、この検証を行っていきます。
- 1ページの基本施策「④食育に関する指導の充実」については、第九小学校に配属されている栄養教諭を中心に、来年度の食育事業を展開していきたいと考えています。
- 加納指導室長 指導室事業のうち、新規の事業や拡大する事業を中心に説明します。いじめ防止対策推進条例といじめ防止対策推進基本方針が策定されたことを受け、いじめ防止対策を総合的に推進し、児童生徒の健全な心身の成長及び人格の形成に努めます。このことは、1ページの四つの柱の「1 人権尊重と健やかな心と体の育成」の基本施策である「①人権教育と心の教育の充実」及び「3 信頼される教育の確立」の「④安全で安心して学べる教育環境の整備・充実」に記載しています。また、「2 確かな学力の育成」としては、国と市の学力調査の結果とその分析から、小学校低学年と中学年での課題を明確にする必要があると考え、市の学力調査に新たに小学校第3学年を対象に加えます。学力調査の結果公表については、本年度の公表を踏まえ同様に実施する予定です。2ページをご覧ください。「②

教育内容の改善」として、外国人ALTを小学校第5、第6学年に年間35時間配置し、英語によるコミュニケーションの機会を増やします。学校司書の配置については全小中学校に拡充し、学校図書館の活用を促進することで言語活動を充実させるとともに読書活動を推進していきます。「3 信頼される教育の確立」としては、平成27年4月施行の市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正に基づき、校長が作成した学校経営基本計画の具現化を図るため、管理職や主幹教諭による経営会議や学校評議委員会議を活用し、的確な学校経営を推進するとともに、教育活動にかかわる教員による自己評価や学校関係者評価委員会による外部評価を実施し、結果を公表するとともに、学校経営の改善に生かしていきます。3ページをご覧ください。「③特別支援教育の充実」として、平成28年度からの特別支援教室の配置を盛り込んだ特別支援教育推進計画を作成していきたいと考えています。

○市澤生涯学習課長 生涯学習課の事業を説明します。3ページをご覧ください。「放課後子供教室の推進」についてですが、平成27年度の2学期から「放課後子供教室」を市内小学校3校での週2回実施に向けての体制を整え、準備を行っていきます。4ページの「文化財の保護と活用の推進」をご覧ください。郷土資料室等の文化財展示施設の充実を図るとともに、平成27年度は積極的な広報に努めていきます。また、戦後70年となりますので、失われつつある戦争関連資料などの収集を進めていきます。5ページの「スポーツ事業の充実」をご覧ください。補助金などを活用して、2020年オリンピック・パラリンピックの啓発・機運醸成事業を行っていききたいと考えています。また、事前キャンプ地の誘致などがありましたら情報収集に努め、検討を進めていききたいと考えています。

○岡野図書館長 図書館の事業について説明します。図書館では本年度の事業をさらに発展させていきますが、主な施策についての変更はありません。「資料・情報の提供の充実と学習支援」では、平成27年度には特に図書館の登録率の向上を目指し、学校の協力を得て、小学校低学年での図書館の利用登録の推進という事業を新たに計画しています。また、「歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存」では、今年度からスタートした、東久留米市の歴史を市民の方に語っていただく、「語ろう！ 東久留米」事業があります。27年度からは市民に広く呼びかけ、東久留米市の文化や歴史を保存していく事業を進めていきます。「子ども読書活動の推進」については、「第二次子ども読書活動推進計画」が2年目になります。特に、幼稚園や保育園での出前事業として、図書館の本を持って行って紹介していくという事業を予定しています。また、計画の中で挙げている「パパ読」事業を、児童館と連携して進めていききたいと考えています。学校と連携して学校図書館整備事業を平成24年度から進めていますが、27年度はソフトの部分を推進したいと考え、図書館が主催し、「調べ学習の発表会」という事業を行いたいと考えています。

○林総務課長 資料の訂正をお願いします。左上の「③特別支援教育の充実」と4ページの図書館事業の充実の「a) 資料・情報提供の充実と学習支援」の下にある括弧書きについていづれも一つにまとめます。

○尾関委員長 27年度の事業計画については、既に教育委員会では何回も議論し、説明を受けていますし、予算が伴うものについては先ほど財務部長からも説明を受けました。基本的に、今できる中で精いっぱいやっていると思います。ソフト面についても新しいことを次々とやっていただいていると思っています。

委員から何か伺うことはありますか。

- 矢部第一職務代理者 「放課後子供教室」について伺います。財務部長や財政課長の説明もあり、予算もついて着々と進めていただけたと思います。2学期からの実施ということですが、1学期には具体的にどのような準備を考えていますか。
- 市澤生涯学習課長 1学期には運営協議会を開き、どういう事業をやっていくかについて、学校関係者や既存のボランティアの方などに運営委員に入ってもらって進めるつもりです。2学期に入ったところで、初めに児童の募集をかけ、保険等に入る手続きをしてからスタートする予定です。
- 矢部第一職務代理者 1学期中に募集しておくのではなく、2学期に募集するところから始まるということですね。
- 市澤生涯学習課長 はい。
- 矢部第一職務代理者 想定している3校は内定しているのですか。
- 市澤生涯学習課長 生涯学習課の内部ではほぼ決めています、具体的にはこれから学校と相談していきます。
- 矢部第一職務代理者 学校によっては校庭での活動があったり、地域の活動がいろいろある学校が幾つかあると思います。その中で、手が挙がっている学校はありますか。
- 市澤生涯学習課長 まだありません。
- 名取委員 次の議案にある補正予算案との関連で伺ってもよろしいでしょうか。「吊下げ式バスケットゴールの改修工事を完了することが困難になったことにより、歳入予算についても繰り越す」とある件です。事業計画3ページの「④安全で安心して学べる教育環境の整備・充実」の「b)教育環境の充実」には、西中学校と下里中学校に吊り下げ式バスケットゴール等の改修工事をを行うとあります。これはどういうことですか。
- 林総務課長 議案第6号のところで説明しますが、今年度予定していた3校分と来年度のこの2校、プラス東中学校は耐震工事と大規模改修工事をやりますので同時に、中央中学校は大規模改修工事をやりますのでその中で行うということで、27年度に7校全てのバスケットゴールの改修工事を予定するものです。
- 名取委員 事業計画のほうでは「改修」となるのですか。
- 林総務課長 事業計画の中では、個別のバスケットゴールの改修工事だけを抜き出して書いています。その他の工事の中で一緒に行う場合は、バスケットゴールの非構造部材の耐震化についての記載がありませんが、中央中学校と東中学校で行います。
- 尾関委員長 これで質疑を終了します。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論省略とします。これより採決に入ります。「議案第5号 東久留米市教育振興基本計画 平成27年度事業計画の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第5号は承認することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第6、「議案第6号 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。
- 直原教育長 「議案第6号 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算

(案)について」、上記議案を提出します。平成27年1月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。予算案の内容については、それぞれ所管課長から説明します。

○林総務課長 議案を1枚めくって(総務課施設管理係分)のところからご覧ください。まずは、「吊り下げ式バスケットゴール改修工事歳出予算の繰越明許」です。平成26年度の当初及び9月補正で予算を認めていただき工事に向けて事業を進めてきましたが、3月末までの工期では工事完了が難しくなったことにより、予算を繰り越すものです。理由ですが、設計委託の段階で起工に当たり屋根の構造が異なるなど学校ごとに仕様が異なったこと。屋根構造にバスケット専用受材を取り付ける内容を加えたことにより設計工程が増えたこと。こういったことから、設計委託の起工に時間を要しました。また、補強材の仕様について、中学校ごとに仕様が異なることが判明したため、構造計算を含め5校と言っているのは東中学校と中央中学校を除く5校ですが、構造計算を含め5校それぞれの設計が必要となり、設計委託自体の工期にも一定の期間が必要となったためです。さらに、屋根の構造が異なるため、建築への加工等が発生し、総合的な工期(電気鉄骨、バスケットゴール(吊下げ式・固定式))が増えてしまったこと。そのため、26年9月の補正予算時に想定していた工事期間を確保できず、年度内に工事を完了することが困難となったことにより、予算を繰り越すものです。これについては、平成27年度の他の予定校も含めて7校全部を実施する予定です。

もう一つ、吊り下げ式バスケットゴールについては、国からも、平成27年度末までが実施年度になっているため7校全てで実施します。裏面をご覧ください。この工事には国庫支出金、都支出金等の補助金が出ています。そのため、国や都の補助金についても繰り越しさせていただきたく、既に東京都及び関東財務局との調整により認めていただいています。特に、この補助金については平成26年度内に契約まで終わることを大前提としており、それに向けての作業にこれから入ります。

続いて、次のページをご覧ください。「小学校施設各種点検委託料の減額」です。①～⑧まで各委託がありますが、総額494万7,000円の減額をするものです。小学校委託料・工事費の減額になりますが、委託料としては耐震補強、大規模、水飲栓直結等の設計委託のそれぞれの減額。工事請負費には改修・補修工事、大規模、空調改修、それぞれの額を減額し、総額1,997万3,000円を減額するものです。

続いて裏のページの「中学校施設各種点検委託料の減額」をご覧ください。4件あり、合計144万8,000円の減額になります。中学校の委託料・工事費・備品購入費の減額は委託料で大規模改造、PCB廃棄物運搬。工事請負費で改修・補修、校庭芝生化。備品購入費として教育備品の合計2,810万6,000円を減額するものです。以上の1～4までについては契約差金による減額となりますが、この金額自体については財政担当による査定が行われますので、総額が変動する場合があります。

次のページは「都支出金の減額」になります。校庭芝生化に伴う補助金を東京都から受けていますが、東京都の公立学校運動場芝生化事業補助金は10/10の補助ですが、総事業費の減額に伴い2,231万8,000円の減となるものです。これについては契約行為ですので、その時点で事業費が落ちたところからの減になっています。

続いて、(経理係分)をご覧ください。小学校の光熱水費の749万2,000円の減額

となります。中学校は468万2,000円を見込んでいます。これらについては平成27年3月までの光熱水費の使用料の推計で不用額が見込めるため、減額するものです。

○**傳学務課長** 学務課からは3件の減額補正の説明をします。2件はいずれも就学援助費の減額です。実費を負担している給食費や校外活動費は消費税の増税に伴い増額となっており、一人当たりの扶助単価は上がっています。しかし、当初予算で見込んだ認定者数が実際には下回ったことから、その差額の補正をします。3件目は特別支援教育費に関しての減額です。特別支援教育に係る郊外学習のバス借り上げ、及び通常の通学に使っているバスの借り上げ料の差額になります。郊外学習に関しては、早期の予約やオフシーズン料金を適用することにより差額を生み出し、一方、通学バスについては契約競争により一日当たりの単価が下がったことなどから年度末の執行見込みが下がったためです。

○**加納指導室長** 指導室では、学校図書館運営支援業務委託料の減額を行います。業者選定を入札で行った結果、見積もりをした業者とは異なる業者が落札し、予算額よりも安い価格で契約を結ぶことができたためです。

○**尾関委員長** 各委員から伺うことはありますか。

○**名取委員** 今回の減額の補正予算の総額は相当ありますね。もったいないなという感じがするのが芝生の減額です。せっかく東京都から補助金をもらっているのに2,200万円も返すのはどうかと…。既に全校とも芝生は整備されているということですか。

○**林総務課長** 芝生化の補助金についてですが、工事をするに当たり設計委託を行っています。今回は西中学校でやりました。その上で予算要求をして補助金の請求もしていましたが、実際に工事をするに当たっては入札をし、契約した金額がそれよりもかなり落ちたということです。当初予定していた工事は全て満たした上で完了しています。あくまで100%の補助金ですので、予定していた工事費よりも落ちたためその分を返納したもので、返納した分をどこに充てる、充てないということではありません。

○**名取委員** 仕組みはよく分かっているのですが、額が大きいのももったいないような気がしたのでお尋ねしました。

○**尾関委員長** 以上で質疑を終了します。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論省略とし、採決に入ります。「議案第6号 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手であり、よって、議案第6号は承認することに決しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時21分）

（再開 午前11時00分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**尾関委員長** 休憩を閉じて再開します。日程7、「議案第7号 東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。

○**直原教育長** 「議案第7号 東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関

する条例の制定依頼について」、上記議案を提出します。平成27年1月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により改正された同法第11条第5項において教育長の職務専念義務が課されたが、その免除については条例により定める必要があるためです。内容については総務課長から説明します。

○林総務課長 1ページめくっていただき、条例の案文をご覧ください。この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づいて、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とするものです。現行の教育長は教育委員会委員としての特別職としての身分と、教育長としての一般職の身分を合わせ持つ性格を有していますが、新教育長に関しては特別職のみの任務を有し、その上で常勤とされたものです。

一方、特別職であることから、地方公務員法が適用されなくなりました。そのため、職務専念義務を規定することが地方教育行政の組織及び運営に関する法律により規定され、この条例を制定する必要があるというものです。なお、職務に専念する義務の免除については第2条に規定されているとおり、研修を受ける場合、それと教育委員会が認める場合ということでの免除を考えていまして、具体的には人間ドックの受診や、講演会への講師としての派遣といったような事例が考えられると思っています。この条例の施行期日は、現行の法律に基づく教育委員会教育長が現に在職する場合においては、当該教育長の任期が満了するまでの間、この条例の規定は適用しないという付則が記されているとおり、新教育長に切りかわった時点から施行することになります。

○尾関委員長 特になければ質疑を終了します。特に意見交換をしておく必要がなければ討論省略し、採決に入ります。「議案第7号 東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第7号は承認することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○尾関委員長 続いて、日程第8、「議案第8号 平成26年度東久留米市教育委員会生徒表彰について」を議題とします。教育長から提案利用の説明を求めます。

○直原教育長 「議案第8号 平成26年度東久留米市教育委員会生徒表彰について」、上記議案を提出します。平成27年1月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由です。東久留米市における学校教育の充実と振興に資するため、学校生活において他の生徒の模範となる成果または行為のあった市立中学校第3学年の生徒を表彰するためです。内容については指導室長から説明します。

○加納指導室長 生徒表彰の候補者については各中学校から推薦書が提出され、審査会事務局で各校男女一人ずつの生徒を表彰候補としました。表彰候補生徒について、表彰基準に照らし被表彰者として適格であるか審査をお願いします。候補者の生徒について説明します。例えば久留米中学校ですが、男子の候補者は表彰基準1、2、3からの推薦です。3年間学級委員を務め、3年次では学年委員長となって学年生のために献身的に行動し、皆をまとめました。級友からの信頼も厚く、学校生活の充実と向上に努めました。同じく久留米中学校の

女子の候補者は表彰基準1、2、3からの推薦です。吹奏楽部部長として部活動をまとめるとともに、東京都中学校吹奏楽コンクールB組4年連続金賞受賞の原動力となって、文化的水準を高めました。また、各行事においても献身的に行動し、級友からの信頼も厚いとのこと。そのほか、学級委員や生徒会役員などを務め、ボランティア活動を積極的に行った生徒、部活動において部長や副部長として活躍して成果を見せた生徒、ポスターや作文コンクールで表彰された生徒などが推薦されています。なお、どの生徒とも学業成績も優秀であるとのこと。詳細については推薦資料をご覧ください。

- 尾関委員長 単純に生徒会会長などの役に就いた生徒を推薦しているわけではないですね。
- 加納指導室長 生徒会会長の場合でしたら、役に就いてそれなりの成果を見せた、あるいは活躍した生徒ということになります。
- 尾関委員長 それ以外の生徒も推薦されていますので、学校によっていろいろ推薦理由があるということですね。
- 加納指導室長 部活動で活躍した生徒、ボランティア活動に積極的に取り組んできた生徒など、それぞれ違いがあります。
- 尾関委員長 以上で質疑を終了します。特に意見交換をしておく必要がありますか。なければ討論省略とし、採決に入ります。「議案第8号 平成26年度東久留米市教育委員会生徒表彰について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第8号は承認することに決しました。

◎諸報告

- 尾関委員長 では、日程第9、諸報告に入ります。「②平成27年第1回市議会臨時会について」の説明をお願いします。
- 東教育部長 1月22日木曜日に市議会臨時会が開催され、議案第1号～3号までの3件の審議が行われました。「議案第1号 東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」「議案第2号 平成26年度東久留米市一般会計補正予算(第7号)」「議案第3号 平成26年度東久留米市下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の3議案です。これらは全て関連する内容です。市の職員の給料表は東京都の給料表に準拠していますが、「議案第1号 東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は東京都人事委員会の勧告を受け、公民較差の解消や国の給与制度の総合的見直しへの対応、及び新たな管理職の設置に伴い、東久留米市職員の給与制度の見直しを行うものです。なお、議案番号の2と3、一般会計と下水道特別会計の補正予算については議案第1号の一部を改正する条例の施行に伴い、補正予算として上程されるものです。1月22日の一日限りの市議会臨時会でしたが、これら3本の議案採決の結果、全て原案可決、挙手多数という結果になっています。
- 尾関委員長 何か伺うことはありますか。
- 松本第二職務代理者 全員の賛成は得られなかったということですか。
- 東教育部長 それぞれ挙手多数という結果でした。
- 直原教育長 僅差でした。
- 尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。
- 加納指導室長 「③平成26年度東京都教育委員会児童・生徒表彰について」報告します。

資料をご覧ください。本市からは個人と団体合わせ6組が表彰を受けました。幾つか紹介します。東久留米九小舞組は、毎年市内及び都内各所で行われている健全育成関連行事や高齢者施設において大江戸ダンスを演舞し、ダンスを通して地域に貢献しています。東久留米市交通少年団の市立第十小学校Bチームは鼓笛演奏や自転車実技の練習を行い、交通安全パレードや交通安全教室、地域行事等で演奏や実技を披露するなど、交通安全運動を通して地域に貢献しています。今後もこうして表彰される団体や個人が増えるよう、学校に対してさまざまな支援を行っていきます。

また、資料はありませんが、西中学校の阿蘇明寿校長と同校の木村嘉男主幹教諭が東京都教育委員会職員表彰を受けましたので、併せて報告します。阿蘇校長は学校経営、木村主幹教諭は生活指導の充実が受賞の理由です。

○尾関委員長 各委員から伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 東京都教育委員会児童・生徒表彰について伺います。このような一覧表により表彰候補者を報告していただいたのは初めてです。ということは、例年よりもかなり多く表彰されたのではないかと思います。東京都全体ではどれぐらいの学校や個人が、あるいはグループが表彰されているのですか。

○加納指導室長 東京都全体で小学校は62件、中学校は83件の合計145件です。そのうち東久留米市の6件は都全体の児童生徒数から考えれば多いと考えられます。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いて、委員からの報告をお願いします。

○矢部第一職務代理者 2点報告します。1点目は、東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会と理事研修会についてです。1月22日の木曜日に、東京自治会館において、第3回理事会が開催されました。視察研修会、ブロック別研修会等の報告、今度行われる研修会についてです。さらに、5月に開催される定期総会についての協議も行いました。研修会の内容についてはご存じだと思いますが、2月5日に東京自治会館において、講師に東京大学大学院教育学研究科教授である本田由紀先生をお招きし、「日本社会の変容と教育の課題」と題してご講演をいただく予定になっています。ご都合のつく委員におかれましてはぜひご出席ください。なお、事務局職員及び小中学校校長先生も対象となっていますので、たくさんの方のご参加をお願いしたいと思います。総会についてですが、今年度の総会は5月19日木曜日の午後2時～3時までの予定で、自治会館において開催されることになりました。こちららもご都合がつかれましたらご参加をお願いします。

この日の理事会後に、理事研修会が行われました。講師に文部科学省初等中等教育局財政課教育財政室長の丸山洋司様をお招きし、主に四つのポイントに絞り「初等中等教育における諸課題」と題して講義を受けました。一つ目の平成27年度予算(案)についてです。二つ目は平成27年度地方財政措置(案)について。三つ目は公立小中学校の適正規模や適正配置等に関する手引(案)について。四つ目は新教育委員会制度についてとして、たくさんの方の資料をご用意いただき、諸課題についての分析と見解を伺いました。

適正規模や適正配置のことが取り上げられたのは19日の新聞報道等で国の方針が出され、クローズアップされているところの一部に偏りがあるのではないかとということで、その本意というか真意についても説明がありました。こちらが東京都の連合会についての報告です。

もう一点は、23日の金曜日、第九小学校の研究発表会に教育長と委員長と私が出席させていただきましたので報告します。後ほど資料が届くと思いますので、第九小学校の2年に

わたる研究の成果等をご覧いただければと思います。

◎閉会の宣告

○尾関委員長　以上で平成27年第1回教育委員会臨時会を閉会します。閉会時刻は午前11時18分です。

(閉会　午前11時18分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年1月27日

委員長

署名委員